

福祉・介護職員等処遇改善加算に係る「見える化要件」について

2024（令和6）年6月の障害福祉サービス報酬改定において、今までの加算（処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算）が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、加算要件のひとつである職場環境等要件の法人の取組について下記の通り公表いたします。

「見える化」要件とは、情報公表制度や法人のホームページ等を活用して、加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境等要件）を公表していることです。

処遇改善加算取得状況について

各事業所の処遇改善加算の取得状況は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 1 第一長崎慈光園 | 2 第二長崎慈光園 |
| ① 障害者支援施設：生活介護・・・新加算Ⅰ | ① 障害者支援施設：生活介護・・・新加算Ⅰ |
| ② 施設入所支援・・・新加算Ⅰ | ② 施設入所支援・・・新加算Ⅰ |
| ③ 短期入所・・・新加算Ⅰ | ③ 短期入所・・・新加算Ⅰ |
| 3 すてっぷ | 4 多機能型事業所ぶろーど |
| ① 共同生活援助・・・新加算Ⅰ
（介護サービス包括型） | ① 就労継続支援B型・・・新加算Ⅰ |
| | ② 生活介護・・・新加算Ⅰ |
| 5 第四長崎慈光園あすなろ | 6 こども発達支援センターホープ |
| ① 福祉型障害児入所施設・・・新加算Ⅰ | ① 児童発達支援・・・新加算Ⅰ |
| ② 短期入所・・・新加算Ⅰ | ② 放課後等デイサービス・・・新加算Ⅰ |
| | ③ 保育所等訪問支援・・・新加算Ⅰ |

職場環境等要件について

取り組み	職場環境要件項目
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供